

## 居住支援制度のご案内

住宅確保要配慮者に対する各種居住支援制度があります。

制度の内容	問合せ先
<b>家賃債務保証制度</b> 借主が保証会社等に保証料を支払い債務保証を委託し、保証会社等が貸主と保証契約を締結することにより、家賃の滞納が発生した場合に、保証会社等が家賃を立替え、後日借主に立替えた金額を求償する制度です。	(一財)高齢者住宅財団 (公財)日本賃貸住宅管理協会 民間の家賃債務保証会社
<b>家賃債務保証業者登録制度</b> 家賃債務保証業を適正かつ確実に実施することができる者を国に登録する制度です。	国土交通省安心居住推進課登録家賃債務保証業者
<b>生活困窮者住居確保給付金</b> 離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者に対し、一定期間、家賃相当額の給付金が支給される制度です。 (収入・資産要件や受給中の求職活動等の条件があります。)	市町の自立相談支援窓口
<b>安否確認(見守り)サービス</b> 高齢者等を対象に、緊急通報装置等を利用した見守りサービスを行政が実施しています。	市町の福祉等の窓口
<b>介護保険等の福祉サービス</b> 介護保険サービスの利用が必要な高齢者の場合は、地域のケアマネジャーなどが定期的に訪問して、訪問介護等の居宅サービス計画を作成し、適切なサービスの利用ができるよう連絡調整を行っています。	地域包括支援センター 市町の介護・福祉等の窓口
<b>障害福祉サービス</b> 個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われています。	市町の障害福祉等の窓口
<b>子育て支援サービス</b> 行政や企業等が実施する子育て支援に関する情報を集約したポータルサイトです。	広島県の子育てポータル「イクちゃんネット」 市町の福祉・子育て等の窓口
<b>民生委員、児童委員</b> 高齢者や児童など、支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政などと連携しながら、相談・支援を行っています。	市町の福祉・子育て等の窓口

上記問合せ先については、広島県のホームページに随時掲載しています。

## 広島県あんしん賃貸支援事業

住宅確保要配慮者が入居できる民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)の仲介を行う事業者(協力店)の紹介や、居住の支援を行い、住宅確保要配慮者の入居をサポートします。

### 1 入居対象者

住宅確保要配慮者で、民間賃貸住宅の家賃を安定して支払うことができ、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる人。(居住支援を受けることによって自立することが可能となる人も含まれます。)

### 2 登録情報

- 協力店  
あんしん賃貸住宅の仲介を行う事業者
- 支援団体  
住宅確保要配慮者に対して居住支援を行うNPO、社会福祉法人等

広島県あんしん賃貸支援事業についてで検索



## 居住支援に関する情報は こちらをご覧ください

広島県のホームページに、あんしん賃貸支援事業や居住支援協議会活動を紹介する専用サイトを設けています。住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅に関する情報のほか、住宅確保要配慮者に対する各種支援制度に関する情報も提供しています。

広島県居住支援協議会で検索



居住支援法人について  
住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るために、住宅情報の提供・相談や見守りなどの生活支援を行う「居住支援法人」を、広島県が指定しています。

広島県 居住支援法人の指定についてで検索



### 問合せ先

広島県住宅課  
 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
 電話 082-513-4164

## 民間賃貸住宅の

# 居住支援の ご案内

住まいのことで  
お困りの皆様  
私たちが応援します



広島県居住支援協議会

## 居住支援協議会とは

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、外国人のほか住宅の確保に特に配慮を要する人（以下「住宅確保要配慮者」という。）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにする方策について協議するために、住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体などにより組織された協議会です。  
広島県では、平成25年5月21日に設立しています。

## 活動内容

広島県居住支援協議会では、次の活動を行います。

- 1 住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供の支援
- 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や居住の安定方策
- 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動など住宅市場の環境整備
- 4 その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

## 居住支援協議会の活動イメージ



## 広島県居住支援協議会会員 令和6年1月時点

(公社)広島県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会広島県本部、(一社)不動産流通経営協会中・四国支部、(公財)日本賃貸住宅管理協会広島県支部、居住支援団体(※1)、居住支援法人(※2)、広島保護観察所、広島県、県内23市町

- ※1 居住支援団体 令和6年1月時点  
特定非営利活動法人住宅 & 相続支援びんご NPO センター
- ※2 居住支援法人 令和6年1月時点  
ホームネット株式会社、特定非営利活動法人地域ネットくれんど、株式会社あんしんサポート、特定非営利活動法人どりいむスイッチ、特定非営利活動法人もちもちの木、医療法人社団恵正会、特定非営利活動法人風の家、株式会社マリモホールディングス、株式会社グローバルリゾートレジデンス、株式会社 Seiwa、公益社団法人広島県社会福祉士会、株式会社 R65、株式会社第一ビルサービス、株式会社QOL サービス、合同会社マハロ、特定非営利活動法人反貧困ネットワーク広島、社会福祉法人三誓会、株式会社豊生、株式会社社藍、ゆうりデライトサービス合同会社、社会福祉法人福山市社会福祉協議会、株式会社良和ハウス、合資会社ふくでん

## 市町居住支援協議会について

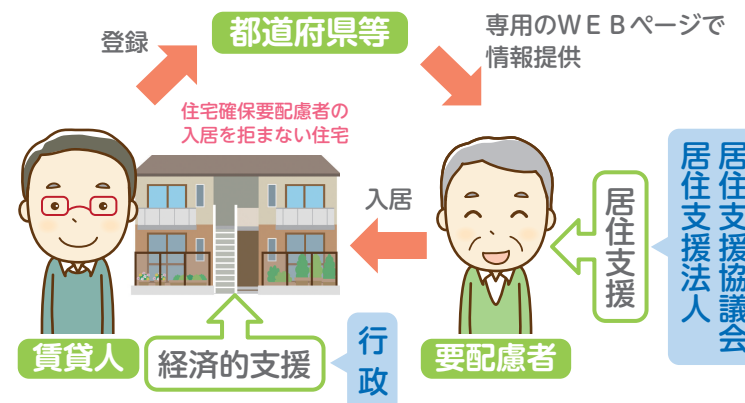
各地域の状況に応じた、きめ細やかな支援を行うため、市町居住支援協議会の設立を促進しています。  
県内では、現在2自治体にて組織されています。

協議会名	事務局	問合せ先
広島市居住支援協議会	広島市住宅政策課	082-504-2292
	広島市保護自立支援課	082-504-2799
廿日市市居住支援協議会	廿日市市住宅政策課	0829-30-9187

## 住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者と賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの賃貸人をつなぐ、住宅セーフティネット制度が平成29年10月からスタートしました。

### <住宅セーフティネット制度のイメージ図>



## 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

賃貸住宅の賃貸人の方は、賃貸住宅を住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）として、その住宅が所在する登録窓口（広島市、呉市、福山市、その他の地域においては広島県）に登録することができます。

登録制度の詳細は、各登録窓口にご確認ください。

賃貸住宅の所在地	登録窓口（問合せ先）	電話番号
広島市	広島市住宅政策課	082-504-2292
呉市	呉市住宅政策課	0823-25-3830
福山市	福山市住宅課	084-928-1102
上記以外の市町	広島県住宅課	082-513-4164

セーフティネット住宅として登録された住宅の情報は、セーフティネット住宅登録情報システムで検索・閲覧が可能です。（「セーフティネット住宅情報提供システム」で検索）



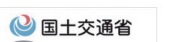
HOME	制度について知る	住宅登録事業者の方へ	お問い合わせ	よくあるご質問
------	----------	------------	--------	---------

このサイトは、住宅確保要配慮者円滑な賃貸住宅専用の検索・閲覧サイトです。  
住宅確保要配慮者円滑な賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、規模や構造等によって一定の基準を満たした住宅です。

都道府県からさがす



セーフティネット住宅情報提供システムHPより引用



お知らせ 全て表示

2017.12.21  
【事務局 年末年始休業のお知らせ】  
下記の期間、年末年始休業とさせていただきます。  
2017年12月29日(金)～2018年1月3日(水)

2017.10.20  
セーフティネット住宅情報提供システムホームページがウェブになりました。

これは音声コードです。  
目の不自由な方への情報提供を目的としています。

